4. 10. 11

移住推進課

松本市空き家バンク利活用促進事業補助金

空き家バンクサイトは こちらから

市内の空き家・空き地を有効活用することにより、松本市への移住定住並 びに地域活性化を目的として、空き家バンクに登録する物件の家財処分費、 ★ 補助概要空き家バンクに登録された物件の取得費、改修工事費等の一部を補助します。

※いずれも事前申請制です。購入・着工前にご相談ください。 登録促進事業

> 空き家バンクで 空き家・住宅用地を

(主に物件購入者向け)

取得した空き家をリフォームするとき

取得した空き家に 残っていた家財を 処分するとき

(空き家所有者向け)

空き家バンクに登録す るために家財を処分す るとき

取得するとき

取得費補助

登録物件の購入者

対象者 🕯

家財等処分費補助

登録物件の購入者等

もしくは物件所有者

家財等処分費補助

対象者 物件登録をする予 定の空き家所有者

空き家に付属する

不要な家財の撤去

又は処分にかかる

対象処分費の

50%以内で

上限

対象経費

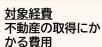
補助金額

費用



(18歳以上 65歳未満)

対象者





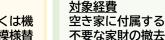
補助金額 取得費の 10%以内で 上限 5万円

改修費補助 (子育て世帯向け)

登録物件の購入者等 かつ中学生以下の子 供がいる者

対象経費

居住の用に供する部分の居住性若しくは機 能性の維持又は向上のための修繕、模様替 え及び設備の改善にかかる費用



不要な家財の撤去 又は処分にかかる 費用

対象工事費の50%以内

補助金額 対象の子供1人につき 10万円 上限30万円

補助金額 上限 50万円

改修費補助

(県外移住者向け)

登録物件の購入者等

かつ県外からの移住

対象者

補助金額 対象処分費の 50%以内で 上限

0万円

補助金利用の例

0万円

※家財等処分費補助は1物件につき1回限り ※子育て世帯向けと県外移住者向けは併用可能 ※購入者等…物件の購入者または賃借人

最大105万円の補助メニューが利用可能です。

例:

<u>県外在住の子育て世帯が空き家バンクで物件購入、リフォームし、</u> かつ空き家に残っていた家財を処分した場合

家族構成:申請者45歳、配偶者38歳、長男8歳、次男5歳、三男2歳

住民登録:東京都

リフォーム工事に200万円、家財の処分に20万円かかるとすると、

使える補助メニューの合計は 15万+(10万×3)+50万+10万 =105万円

補助金・空き家バンクに関するお問合せは移住推進課まで。

(TEL: 0263-34-3193 FAX: 0263-34-3493)(MAIL:matsumotogurashi@city.matsumoto.lg.jp)

		中古住宅		空き地	空き店舗 空き事務所
		空き家 農地付き空き家	建売住宅 退去予定の住宅	(住宅用地)	空き工場空き倉庫
登録 促進 事業	家財等処分費補助	0	×	×	×
成約促進事業	取得費補助	0	0	0	X
	改修費補助 (子育て世帯向け)	0	0	X	X
	改修費補助 (県外移住者向け)		X	X	X
	家財等処分費補助	0	0	×	×

	-	٩	V	1
4		r		١

ご注意いただきたい点

- □ 補助対象の所有者及び利用者は個人のみ(法人は対象外です。)
- □ 登録できる建売住宅は建築から1年以上経過したもの。
- □ 登録できる退去予定の住宅は、1年以内で退去日が確定しているもの。 □ 登録促進事業は物件登録を申し込み、2年以上掲載することを誓約できる物件が対象です。 (ただし、成約により掲載削除した場合を除く。)
- 成約促進事業の補助申請日は契約日から1年を経過していないこと。
- □ 補助対象住宅に住所を異動した日から起算して5年以上当該住宅に居住すると誓約できること。
- □ 土地は5年以内に住宅をたてること。

※そのほか、制度の詳細については、移住推進課までお問合せください。